

生徒を主語にする学校をつくる ～学び合う場・機会としての学校へ～

20210911 キャリアガイダンスオンラインサロン
独立行政法人教職員支援機構
荒瀬 克己

はじめに

『わかりあえないことから』
平田オリザ 講談社現代新書

『失敗学のすすめ』
畠村洋太郎 講談社文庫

『子どもの算数、なんでそうなる？』
谷口隆 岩波科学ライブラリー



- サロン: 談話は忙しいときほど重要。
難しいかもしれないけれど、
余裕を持って(=しっかりじっくり)
対話できる場をつくる。
- 優先順位: だいじなことばかりだけれど、
そこに順番を付けてできることから取り組む。
後回しにしたことを忘れずにいる。
- 用意周到実施果敢:
シミュレーションは憶病に、アクションは大胆に。
仕事は分担して、任せる。
- 三人の仲間: 社会の基礎単位。文殊の知恵。
当事者と傍観者(第三者)。面ができる。

生徒を主語にする学校をつくる
～学び合う場・機会としての学校へ～

生徒が主語として学び学び合う。
学ぶ場や機会をどうつくるか？

生徒を主語にする学校をつくるためには、
教職員が主語になる。
教職員が学び学び合って行動する。
教職員を主語にする学校をつくるためには、
校長が主語になる。

教職員、校長が主語になるためには？
学習指導要領を、
1月26日答申を手がかりにして共有し、
実施していけばどうか。

その前に、
どんな学校にしたいのか？

その際忘れてならないのは、
生徒の状況、学校の状況の把握と共有。

そこから、めざす学校の在り方の模索。

やりとり。時間と場をなんとかやりくりして。

- 1 新学習指導要領の基本的な考え方
1月26日答申
- 2 教育課程～学習指導要領「前文」から
自己肯定感
- 3 カリキュラム・マネジメント
コミュニケーション

高等学校学習指導要領解説総則編 第4章 教育課程の実施と学習評価
第1節 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(第1章総則第3款1(1))

① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。

③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) 中央教育審議会2021年1月26日「はじめに」から抜粋
ここでは、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまで「日本型学校教育」において重視されてきた、「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。さらに、これを踏まえ、各学校段階における子供の学びの姿や教職員の姿、それを支える環境について、「こうあってほしい」という願いを込め、新学習指導要領に基づいて、一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描いていく。

子どもが学び、学び合う学校

主体的な学習者／自律的な学習者

自立した学習者

自立した学習者……たとえば

事物に対して興味関心を持ち、さまざまな角度から考え、疑問を抱き、問い合わせを立て、その解決のために段取りを組み、多様な情報や材料を集め、結び付けたり選び分けたりして、試行錯誤を重ね、自分で判断してまとめ上げる。

その過程で、人の意見に耳を傾け、誠実に対話し、助け合い、学び合い、自分の考え方・やり方を丁寧かつ謙虚に振り返り、失敗についても過不足なく受けとめて、粘り強く取り組み、工夫や改善を加える。

まとめあげたものについて、根拠に基づいて説明し、自他の評価によってさらに考え、調整してよりよいものにし、次につなげていく。

このような取り組みを、個人でも集団の中でもしようとする、自在にできるようになる。

何がよいか？

人は学ぶ意欲を持って生まれている

学ぶのは生きるため

わかると楽しい

わからなくてもわくわくする

高等学校学習指導要領 <平成30(2018)年3月告示>
令和4(2022)年度から年次進行

前文 教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた
教育課程である。

教育課程 一人一人の <生徒／児童> が
<幼児が、将来、>

○**自分のよさや可能性を認識する**

○あらゆる他者を価値のある存在として尊重する

○多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越える

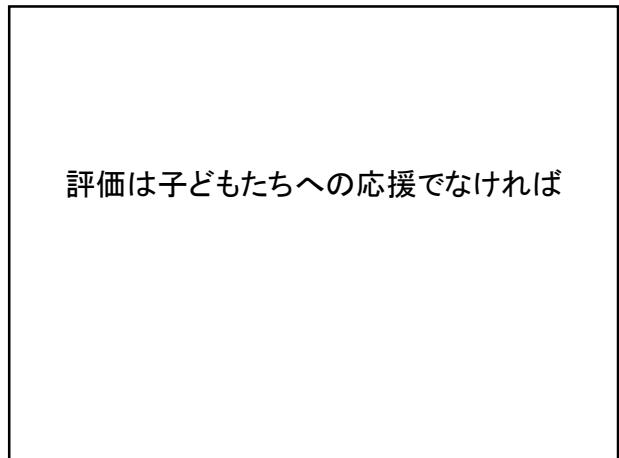
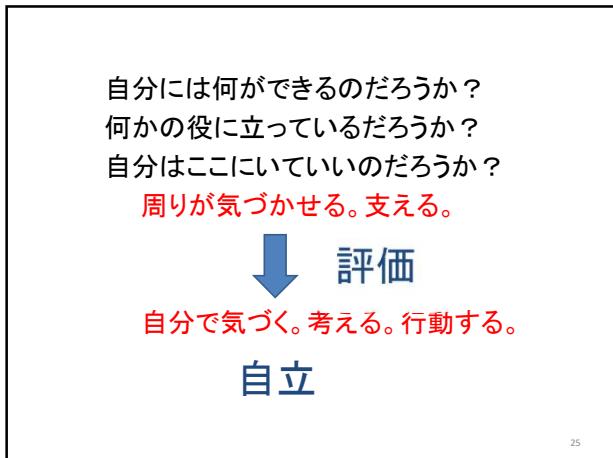
○豊かな人生を切り拓く

○持続可能な社会の創り手となる

ことができるようになるため、各学校において組織的かつ計画的に組み立てたもの

自己肯定感

- 自分は、たいせつなひとりだ。
- いまの自分が自分のすべてではない。
人間は学ぶことを通して成長する。
- 目の前の世界が世界のすべてではない。
少し動けば世界は変わる。

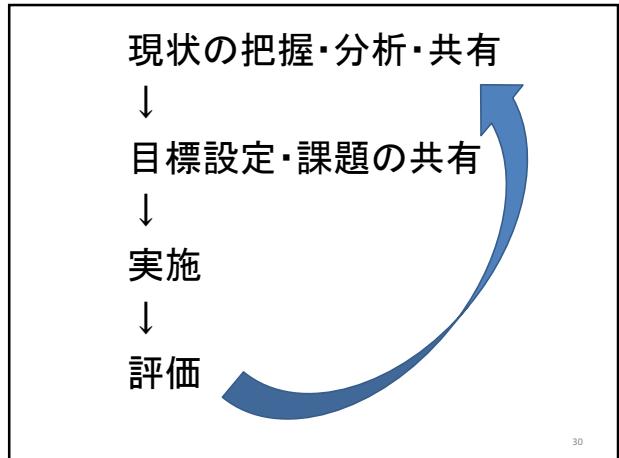


高等学校学習指導要領<2018(平成30)年告示>
第1章総則 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

生徒や学校、地域の実態を適切に把握
○教育の内容等を教科等横断的な視点で
組み立てていく
○教育課程の実施状況を評価して
その改善を図っていく
○教育課程の実施に必要な人的又は物的な
体制を確保し改善を図っていく
教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校
の教育活動の質の向上を図っていくこと
.....カリキュラム・マネジメント

目標—現状=課題

目標は現状の裏返し。現状は変容する。
よって、目標は見直され、課題も変わる。
生徒の現状・学校の現状を把握して、
目標を設定する。
その際、仮説を立てて、段取りを組む。
言語化(文字化)して共有し、
振り返りつつ取り組む。



一人の目では、耳では、感覚では、わからない。
自分のいる場所が、自分では見えないし、
自分の言動・取り組みは自分では評価しづらい。

メタ認知、組織としてのメタ認知が必要になる。

組織としてのメタ認知

コミュニケーション

受けとる力・理解する力、伝える力
……振り返ること、やり直すこと

共有することがたいせつ

教職員間のコミュニケーションの成立条件①

言葉の定義と共有

……対話のための共通言語を持つために

教育課程／カリキュラム・マネジメント

評価／学習評価

キャリア教育／キャリア・パスポート／職業教育

主体的・対話的で深い学び

主体性／探究 学習意欲

学力／基礎学力 資質・能力

安全／安心 幸福感／充実感／成就感

スクール・ポリシー

コミュニケーションの成立条件②

話そう、話したいと思う場であるか？

わたしはそういう相手であるか？

対話の生まれる関係をどうつくるか？

対話の場(教室・職場)をどうつくるか？

「わからない」と言えるか？

「どうしてか」と尋ねられるか？

「自分は違う」と話せるか？

「助けて」と伝えられるか？

わたしは、ひとから
たいせつなひとりとして
認められているか？

わたしは、ひとを
たいせつなひとりとして
認めているか？